

二宮町社会福祉協議会 一色緑が丘地区社協部会 運営規程

第1条 名称

本規程は、社会福祉法人二宮町社会福祉協議会の下部機関として、一色地区、緑が丘地区（以下「両地区」という）の福祉活動を推進するため、「一色緑が丘地区社協部会(以下「地区社協部会」という)」として活動する。

第2条 目的

地区における住民相互の心のふれあいの精神を基調として、特色のある地域福祉活動の推進をはかることを目的として、地区内、関係諸団体とも連携し、福祉の増進に寄与する。

第3条 事業活動

- 1 二宮町社会福祉協議会の地区における啓蒙、推進
- 2 二宮町社会福祉協議会の会員募集と会費の徴収及び連絡
- 3 社会福祉思想の普及啓発
- 4 地区の特色のある福祉活動
- 5 地区関係団体との共催行事提携

第4条 組織

- 1 地区社協部会は、両地区に在住する会員をもって組織する。
- 2 地区社協部会は、次の役員を置く。
 - ① 部会長 1名
 - ② 副部会長 1名
 - ③ 理事 両地区からそれぞれ若干名
 - ④ 会計 1名
 - ⑤ 幹事 民生委員、及び両地区の諸団体から推薦された者 若干名
 - ⑥ 監査 2名（両地区からそれぞれ1名）
 - ⑦ 顧問 地区社協部会三役経験者、民生委員・児童委員経験者、及び福祉活動への貢献者 若干名
- 3 部会長、副部会長、会計を三役と称する。

第5条 役員の任期

- 1 役員の任期は1年間とし、再任を妨げない。
- 2 部会長と副部会長・会計は両地区にて2年毎に交替して選出する。

第6条 運営活動等

- 1 地区社協部会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 2 地区社協部会における運営活動は「ふれあい広場」などの全体行事、役員研修会、及び次項に記載の会議とする。「通いの場」、「高齢者訪問」などの両地区における個別行事については、それぞれ実施する。
- 3 会議

① 総会

会計年度が終了後に総会を開催し、次の各事項を審議する。

- 前年度行事活動報告
- 前年度会計報告及び会計監査報告
- 新年度行事活動計画
- 新年度予算
- 役員人事
- その他、運営に必要な重要事項の取り決め

総会は、役員の過半数の出席をもって開催し、決議事項は出席者の過半数をもって承認する。

② 役員会

地区社協部会活動にあたって、部会長または副部会長が役員会を召集し、運営及び活動の主要事項を協議する。

役員会は、役員の過半数の出席をもって開催し、決議事項は出席者の過半数をもって承認する。

③ 三役協議会

地区社協部会活動にあたって、部会長が必要に応じて三役を召集し、全体行事や役員研修会の運営方法、総会・役員会への付議事項、組織体制や事務処理方法などについて協議する。

第7条 経費

地区社協部会の運営経費は、二宮町、二宮町社会福祉協議会より交付される補助金、両地区より支給される活動助成金及び寄付金、その他をもって運用する。

第8条 適用

本規定は平成22年4月1日適用の規程を改定したもので、令和6年4月1日より適用する。

発行・改定記録

平成18年4月1日 本規程発行

平成19年4月1日 一部改定

平成22年4月1日 一部改定

令和6年4月1日 一部改定